# 令和８年度和歌山県障害者虐待防止・権利擁護研修実施要綱
## 【管理者・虐待防止責任者コース】

１．目的

研修を通じて、障害者虐待防止と権利擁護に関する基本的な考え方の習得を目指すとともに、障害福祉サービス事業所等における事案対応や虐待防止の取組を担う人材の養成を図り、もって、障害者虐待防止や権利擁護の推進に寄与することを目的とする。

２．実施主体

和歌山県

３．研修日程と実施方法

| 内　容 | 日　程 | 実施方法 |
|---|---|---|
| 講　義 | ○演習受講日までに指定する講義動画を視聴すること。<br>※　応募する役職に関わらず、全て視聴すること。<br>【講義動画その１】<br>・下記 URL にアクセスし、①、②の動画を視聴する。<br>①共通講義（5 種類（Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ～Ⅵ）　約 180 分）<br>②管理者・虐待防止責任者コース講義（7 種類（Ⅰ～Ⅴ-２）約 180 分）<br>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00023.html<br>【講義動画その２】<br>・受講決定通知にて通知する動画（(共通講義Ⅲ「当事者の声」）約 40 分）を視聴する。 | 事前視聴 |
| 演　習 | ①令和 9 年 1 月 21 日（木）10:00～18:00<br>勤労福祉会館プラザホープ　4F ホール<br>（和歌山市北出島 1-5-47）<br>②令和 9 年 2 月 8 日（月）10:00～18:00<br>北コミュニティセンター 2 階　多目的ホール<br>（和歌山市直川 326-7）<br>③令和 9 年 2 月 10 日（水）10:00～18:00<br>県立情報交流センターBigU　多目的ホール<br>（田辺市新庄町 3353-9） | 集合形式<br>①～③のうち、事務局の指定するいずれか<br>1 日 |

※演習の受講日程の振分けは事務局で行います。日程、場所のご要望には添いかねるため、予めご了承下さい。

４．定員

約２１０名

## ５．受講料

無料

※研修受講にかかる費用等は受講者側の負担とし、昼食等は各自で手配すること。

## ６．受講対象者

次の（１）～（３）の全てを満たす者。１事業所につき、①②１名ずつ、２名迄の申込とする。

（１）県内の障害者福祉サービス事業所等に所属している者

（２）演習日程のいずれになっても必ず参加できる者

（３）①、②のいずれかを満たす者

① 障害福祉サービス事業所等で県条例（※）に定める人権擁護推進員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、もしくはサービス提供責任者等（虐待防止担当者を含む）

② 障害福祉サービス事業所等の設置者及び管理者

※ 県条例 和歌山県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第４条

## ７．受講申込方法

（１）受講申込方法

所属する事業所でまとめて専用申込フォームより申し込むこと。

【専用申込フォーム】

https://logoform.jp/form/WEVN/1867346

二次元コードからも申込可能

※セキュリティ等の関係でフォーム入力ができない場合は、メールにて下記にお問合せ下さい。

（２）申込期限

令和８年１２月４日（金） ※締切厳守

## ８．受講決定および通知

・ 受講の可否については令和８年１２月末に決定、メールにて通知する。

（no-reply@logoform.jp,e0404003@pref.wakayama.lg.jp を受信できるよう各自で設定してください）

・　申込多数の場合は、原則、下記のとおり選考する。

【選考方法】原則、各事業所が応募時に設定した優先順位第１、第２の者の順に、それぞれ①～③の順番に受講決定を行う。

① 令和７年度和歌山県障害者虐待防止・権利擁護研修【管理者・虐待防止責任者コース】（以下、「令和７年度研修」という。）を１人も受講していない事業所に所属し、かつ本人も同研修を受講していない者

② 令和７年度研修を１人も受講していない事業所に所属しているが、本人は同研修を受講している者

③ ①②以外の者

## ９．修了要件

（１）～（３）の要件を全て満たした場合、本研修を修了したものとする。

修了証書の交付は行わないが、和歌山県にて修了者名簿を作成し管理する。

（１）研修の全課程を修了し、別途案内のある受講レポートを提出すること。

（２）研修修了後、所属する事業所等で伝達研修を行うこと。

（３）伝達研修実施後、受講決定通知メール記載の研修実施報告ＵＲＬにて、伝達研修実施内容を報告していること。（報告は１事業所内１報告で可。）

## １０．留意事項等

・　研修資料の当日配布は行わないので、**演習で使用する資料については、別途案内するＵＲＬ（県ホームページ）より各自で印刷の上、持参して参加してください。**

・　研修内容の理解を深めるため、研修実施前に県ホームページ掲載の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を一読してください。

・　気象警報や注意報等が発表された場合でも、原則研修を実施するので、個人の判断・責任により十分にご留意の上、会場までお越しください。

・　悪天候、自然災害発生等により研修実施が不可能と判断した場合には中止になることがあります。中止の場合のみ、研修前日の１５時までに判断を行い、和歌山県障害福祉課ホームページ等にてお知らせする予定です。

## １１．個人情報の保護について

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用いることとし、それ以外の目的には使用しない。

## １２．お問合せ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課　施設福祉班　担当：山中

〒６４０－８５８５　和歌山市小松原通１－１

電　話：０７３－４４１－２５３７　ＦＡＸ：０７３－４３２－５５６７

メール：e0404003@pref.wakayama.lg.jp